

閱覽用

令和元年5月20日

第5回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第5回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年5月20日(月) 午後2時00分から午後3時13分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員 (19名)

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	5番 松本 太	6番 齋藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
10番 馬場 利正	11番 武藤 栄利	12番 中山 博之
13番 安齋 栄	14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志
16番 三浦 喜周	17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員 (16名)

20番 佐藤 一男	21番 佐久間 敏	22番 武藤 健之
23番 平 義一	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一
32番 佐藤 美由紀	33番 泉 佳男	34番 松本 正典
35番 遊佐 一夫	36番 渡邊 久	37番 大石 忠雄
38番 伊藤 金志		

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員（3名）

20番 佐藤 一男 委員、21番 佐久間 敏 委員、27番 遊佐 幸吉 委員

5 遅参委員

農業委員（1名）

16番 三浦 喜周 委員

農地利用最適化推進委員（1名）

33番 泉 佳男 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第33号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願出について

第5 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第37号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

第9 議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

第10 議案第39号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

第11 議案第40号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)

第12 議案第41号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 遠藤吉嗣 農地係長 野地 通 農地係 増田祐介

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和元年第5回二本松市農業委員会を開会いたします。

（宣告 午後2時00分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中、18名、推進委員19名中、15名で定数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、20番佐藤一男委員、21番佐久間敏委員、27番遊佐幸吉委員の3名が欠席となっております。

また、16番三浦喜周委員、33番泉佳男委員より遅参の旨報告がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則

第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長(奥平貢市)会長　それでは、3番武藤善朗委員、4番佐藤勝則委員の両名を指名いたします。

議長(奥平貢市)会長　日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(奥平貢市)会長　異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、会議書記の指名、会議書記には、事務局職員・遠藤吉嗣君と野地通君を任命します。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長(奥平貢市)会長　それでは、日程第4、議案第33号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願出について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書3ページをご覧ください。

議案第33号農地法第3条の規定による許可処分の取消願出について。

次のとおり願出があったので下記の土地について許可処分を取り消すものと

する。

令和元年5月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

経過でございますが、平成31年3月の農業委員会において、申請人・■■■■
■■■■と■■■■並びに申請人・■■■■と■■■■の農地を、それぞれ自作地相互の交換を目的として、交換する農地各々に平成31年2月27日付けで農地法第3条の許可申請書が提出され、平成31年3月26日付けで、それぞれ許可したものであります。その後、申請人が許可をもとに司法書士に所有権移転登記を依頼したところ、申請間で申請人が相違しているため交換登記はできないとの指摘を受けたとのことであります。これについては、■■■■と■■■■は親子であり、また同一世帯でもあるため農地法第3条の審査基準上は問題ないことから、当時、許可した経過がございます。

しかしながら、交換を目的とした所有権移転登記ができないことから、3月に許可となった当該案件について許可の取り消しを求めるものであります。なお、取り消しが許可された後、改めて農地法第3条の許可申請を行う予定となっております。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

6番（齋藤弘美）委員 議案第33号について調査内容を報告いたします。

5月15日、申請人・■■■■さん及び■■■■さんから取消の理由を聞き

取りました。内容は事務局説明の通りです。調査の結果、登記ができるように申請をし直すため、当該許可を取り消すもので取消は問題がないと考えますので、ご審議よろしく願います。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

議案第33号について、事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは、議案第33号について採決いたします。

議案第33号について、原案の通り許可を取り消すことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第33号については原案のとおり許可を取り消すことに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第34号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和元年5月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1につきましては、譲渡人・[]は相手側要望のため、譲受人・[]は経営規模拡大のため、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号2につきましては、譲渡人・[]は相手側要望のため、譲受人・[]は代替農地取得のため、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号3から議案書6ページの番号7につきましては、申請事由が同じでありますので一括説明いたします。番号3、譲渡人・[]、番号4、譲渡人・[]、番号5、譲渡人・[]、番号6、譲渡人・[]、番号7、譲渡人・[]は相手側要望のため、番号3、譲受人・[]、番号4、番号5、番号6、番号7、譲受人・[]は経営規模拡大のため、申請地をそれぞれ売買により所有権移転するものであります。

番号8につきましては、譲渡人・[]は自己所有の農地、山林と譲受人が所有する山林の交換のため、譲受人・[]は自己所有の山林と譲渡人が所有する農地、山林の交換のため、申請地を交換により所有権移転するものであります。

番号9から議案書8ページの番号11につきましては申請事由が同じでありますので一括説明いたします。番号9、譲渡人・[]、番号10、譲渡人・[]、番号11、譲渡人・[]は相手側要望のため、番号9、番号10、

譲受人・[REDACTED]、番号11、譲受人・[REDACTED]は経営規模拡大のため、申請地をそれぞれ売買により所有権移転するものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

14番（菅野一紀）委員 議案第34号番号1番について調査内容を報告します。

5月18日午後2時頃、推進委員・大石忠雄委員とともに譲受人・[REDACTED]さんと聞き取り調査を行うつもりでありましたが、私用のため出席できず、施工主の[REDACTED]の[REDACTED]さんと聞き取り及び現地調査を行いました。また、譲渡人・[REDACTED]さんとは電話にて確認を取りました。内容は事務局の説明のとおりです。調査の結果、特に問題はなく許可相当と考えます。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

6番（齋藤弘美）委員 議案第34号番号2について調査内容を報告いたします。

5月17日、推進委員・安齋浩一さんとともに譲渡人・[REDACTED]さんと譲受人・[REDACTED]さんから内容を聞き取り、現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可相当と考えますので、ご審議よろしくお願いたします。

17番（佐藤信喜智）委員 議案第34号3番について調査結果を報告いた

します。

5月17日、[]さんと推進委員・遠藤伝栄委員と私と3人で現地にて確認してまいりました。以前から[]さんが耕作している田んぼなので問題ないと思います。[]さんに対しては、5月19日に電話にて確認いたしております。私としては許可適当と考えますので、よろしくお願ひします。

それから、議案34号の4番、5番、6番、7番について5月17日、推進委員・遠藤伝栄委員と[]さんと[]さんの4名で現地にて確認してまいりました。内容は事務局の説明のとおりで、何も問題がないと思いますのでよろしくお願ひします。[]さん、[]さん、[]さんも5月14日に電話にて確認をしております。皆様のご審議よろしくお願ひします。

12番（中山博之）委員 議案第34号8、9、10、11について調査内容を説明したいと思ひます。

まず、8番の現況になりますけど、5月19日、現地にて[]さんと[]さんの婿様の[]さんと推進委員の渡邊久委員と現地を確認し、説明をしていただきました。調査の結果は何ら問題がないと思っております。

それから、9番、10番につきましては、[]さんと[]さんが関係しますので、私が両方から説明を受けまして、[]さんにつきましては、[]さんが委任を受けていることで説明していただきましたので、話の内容を確認いたしました。調査の結果、何ら問題がないと思っております。

また、11番の[]さんと[]さんの問題でございますが、隣同士で

ございまして、■■■さんは現在現地におりませんが、息子さんが現地にいる
ということで、電話で確認をし、説明を受けまして、内容も事務局の説明のと
おりであり何ら問題がないと思っておりますので、皆様のご審議よろしくお願
いします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

本議案中10, 11については、■■■■委員が議案に関係ありますの
で、農業委員会等に関する法律第31条の規定を準用し、議事に参与できない
取り扱いといたします。よって、関係する委員を除斥して審議することにいた
します。

議長（奥平貢市）会長 まず、議案第34号1から9について、事務局並び
に担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは、議案第34号1から9について採決いた
します。

議案第34号1から9について、原案のとおり許可することに賛成の委員は
挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第34号1から9について
は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第34号10、11について審議いたします。

委員の除斥を求めます。

（委員 退席）

議長（奥平貢市）会長 これより、議案第34号10、11についての質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第34号10、11について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第34号10、11については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

（委員 復席）

議長（奥平貢市）会長 報告します。議案第34号10、11については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第35号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページをご覧ください。

議案第35号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和元年5月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、申請人・[REDACTED]、議案第36号3と同一事業であります。自宅敷地内に窯及び作業場を建築していますが、陶器保管倉庫を建てるには手狭なので申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号2、申請人・[REDACTED]、一時転用となります。ビニールハウスを増設するにあたり資材置場等が必要となるため計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地であります。仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の報告が終わりました。

引き続き、本議案について、調査結果について担当委員の調査結果の報告を求めます。

14番（菅野一紀）委員 議案第35号1番について調査内容を報告します。

5月18日午後2時過ぎ、推進委員・大石忠雄委員とともに申請人・■■■■さんと現地調査をする予定でありましたが、私用のため出席できず、施工主の■■■■の■■■■と聞き取り、現地調査を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。調査の結果、特に問題はなく許可相当と考えます。皆様のご審議のほど、よろしく申し上げます。

13番（安齋 栄）委員 議案第35号番号2について調査内容を報告いたします。

5月14日、申請人・■■■■氏に連絡を取り、17日午後、推進委員・遊佐一夫委員とともに申請人・■■■■氏に現地にて聞き取り、説明を受けました。転用理由は事務局説明のとおりです。ビニールハウスにはいちごをつくるということでございます。規模拡大のためですが一時転用でもありますし、私としては何も問題がなく許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市) 会長 それでは、採決いたします。

議案第35号1、2について原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市) 会長 全員賛成ですので、議案第35号1、2については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長(奥平貢市) 会長 次に、日程第7、議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書10ページをご覧ください。

議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和元年5月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、譲渡人・XXXXXXXXXX、譲受人・XXXXXXXXXX・XXXXXXXXXX、当該地の隣接宅地に住宅建築を計画していますが、宅地の一部に隣接する住宅が越境していることが判明しました。その越境部分を売却したことに伴い、自己住宅の計画が成り立たなくなったことから、申請地を含め住宅建築を計画します。汚水は公共

下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので、第3種農地と判断されるものがあります。

番号2、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]、借受人は共同住宅に住んでいます。子供の成長に伴い手狭となったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し水路に排水します。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。

番号3、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、議案第35号1と同一事業となります。自宅敷地内に窯及び作業場を建築していますが、陶器保管倉庫を建てるには手狭なので申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号4、貸付人・[REDACTED]・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]、[REDACTED]、一時転用となります。公共工事の施工に伴い、現場事務所等が必要となるため計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域

内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号5、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]・[REDACTED]、借受人は貸付人の住宅に同居していますが、子供の成長に伴い手狭となったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し水路に排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

議案書12ページをご覧ください。

番号6、譲渡人・[REDACTED]・[REDACTED]・[REDACTED]・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、事後申請となります。約30年前に設置した駐車場敷地が違反転用状態であったことが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号7、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]、墓地の駐車場が少なく、お盆や彼岸時期は混雑するため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号8、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]、一時転用となります。公共工事に必要な埋戻用の山砂を一時的に仮置き

するため計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号9、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]、一時転用となります。公共工事により発生する残土置場として計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号10、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、住宅地として環境に適している申請地に宅地分譲を計画します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

議案書14ページをご覧ください。

番号11、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、譲受人は共同住宅に住んでいますが、将来の生活設計を考え申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道へ接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号12、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]、借受人は実家に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったため申請地に住宅建築を計画します。汚

水は公共下水道へ接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号13、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]

[REDACTED]、既存敷地の資材置場が手狭になっているため、申請地に資材置場を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張の用に供するために行われるものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員 議案第36号番号1について調査結果を報告いたします。5月16日、午後3時30分より現地にて譲渡人・[REDACTED]さん、譲受人・[REDACTED]さんから推進委員・大石忠雄さんと私で調査を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。調査の結果、第3種農地ということもあり、特に問題がないため許可適当と考えますので、ご審議よろしく願いいたします。

14番（菅野一紀）委員 議案第36号2番について調査内容を報告します。

5月18日午後1時30分頃、推進委員の大石忠雄委員とともに貸付人・[REDACTED]さんと現地調査をするはずだったのですが、ご高齢のため息子さんの[REDACTED]

■さんと聞き取り及び現地調査を行いました。借受人・■さんは後日電話にて確認を取りました。■さんとは家族において、お孫さんにあたります。内容は事務局の説明のとおりであり、生活排水、水の件については合併浄化槽などを用いて隣接する用排水路に流します。隣接農地の営農にも影響がなく、特に問題はないため許可相当と考えます。皆様のご審議のほど、よろしく申し上げます。

続けて議案第36号3について調査内容を報告します。5月18日午後2時過ぎ、推進委員・大石忠雄委員とともに現地調査を行いました。譲渡人・■さんとは仕事のため出席できず、電話で確認を取り、また譲受人の■さんとは仕事のため出席できず、施工主の■の■様との聞き取り及び現地調査を行いました。内容は事務局の説明のとおりであり、調査内容は特に問題がなく許可相当と考えます。皆様のご審議のほど、よろしく申し上げます。

また、この事業は議案第35号1番と同一事業ですので、よろしくお願いいたします。

5番（松本 太）委員 議案第36号番号4について調査結果を報告いたします。貸付人・■さん、■さんから電話確認をいたしまして、5月16日午前9時より現地にて、借受人の■の■さん、■さんから推進委員の遊佐幸吉委員と私で調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可相当と考

えますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案36号番号5について調査結果を報告いたします。5月16日午後4時30分より現地にて、譲渡人・[]さんと譲受人・[]さんから推進委員の遊佐幸吉委員と私で調査を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。調査の結果、第3種農地ということもあり、特に問題がないため許可適当と考えるので、ご審議よろしくお願ひします。

続きまして、議案36号番号6について調査結果を報告いたします。5月16日午後3時より現地にて譲渡人と譲受人に連絡をいたしまして、こちらのほうは行政書士の[]さんに一任しているということもあり、当日は[]行政書士に来ていただきまして調査いたしました。当日は推進委員の遊佐幸吉委員と私で調査を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。こちらは顛末書も出ておりまして、調査の結果、許可すると考えるので、ご審議よろしくお願ひいたします。

6番(齋藤弘美)委員 議案第36号7について調査内容を報告いたします。

5月16日、貸付人・[]さんと借受人・[]さんから内容を聞き取り、5月18日推進委員・安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、近隣の営農に問題はないため許可適当と考えるので、ご審議よろしくお願ひいたします。

4番(佐藤勝則)委員 議案第36号8番について調査内容を報告します。

5月17日、貸付人の[]さん並びに借受人の[]の[]
[]さんにそれぞれに電話連絡をいたしまして、転用の理由を聞きましたところ、間違いはないとのことでありました。なお、現地には5月19日午前中に推進委員の平義一委員とともに現地を見て回りました。何ら問題もなく許可適当と思われるので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

13番(安齋 栄)委員 議案第36号9、10、11、12について調査内容を報告いたします。

まず、番号9について、5月14日、貸付人・[]氏、借受人・[]
[]様に連絡を取りまして、17日午後、推進委員の遊佐一夫氏ともに貸付人・[]氏、[]の[]氏並びに下請けの[]
[]の[]氏に現場にて聞き取り、説明を受けました。転用理由は事務局説明のとおりです。一時転用でもあり、私としては何ら問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方の審議よろしく申し上げます。

続いて、番号10について、5月14日それぞれ連絡を取り、17日に推進委員の遊佐一夫委員とともに譲受人の[]の[]
[]氏、行政書士の[]氏に現地にて聞き取り、説明を受けました。転用理由は事務局説明の通りです。用水、下水道も問題はなく、農地がなくなるのは残念ではございますが、私としては許可適当と思います。なお、譲渡人の[]さんは当日都合が悪く電話での聞き取りでしたが、申請に間違いがないことを確認いたしました。皆様方の審議よろしく申し上げます。

続いて、番号11について報告いたします。同じく5月14日に連絡を取り、17日午後、推進委員の遊佐一夫委員とともに譲渡人・[REDACTED]氏、譲受人・[REDACTED]氏に現地にて聞き取り、説明を受けました。転用理由は事務局説明のとおりです。なお、両氏は親子関係です。何ら問題、関係なく許可適当と判断いたしました。皆様方の審議よろしく申し上げます。

続いて、番号12について報告いたします。同じく5月14日連絡を取り、17日午後、推進委員の遊佐一夫委員とともに貸付人の[REDACTED]氏に現地にて聞き取り、説明を受けました。転用理由は事務局説明のとおりです。借受人の[REDACTED]氏は都合で出席できないということで、電話での聞き取りになりましたが、申請に間違いがないことを確認いたしました。なお、両人は義理の親子です。何ら問題なく許可適当と判断しました。皆様方の審議よろしく申し上げます。以上です。

15番（佐藤 孝志）委員 議案第36号13番についての調査結果を報告いたします。

5月14日午後から譲渡人・[REDACTED]さん、譲受人・[REDACTED]さんに連絡を取りましたところ、15日の午後から都合がよろしいとのことなので、推進委員・大内信一委員とともに15日の午後から現地に赴きまして、[REDACTED]において、議案書及び案内図に相違がないか聞き取り及び確認をしていただきましたところ、間違いがないということでした。そのあと、現地を4人で見て回り、何ら問題はないということ

でしたので許可適当と判断いたしますので、皆様方の審議をよろしく願います。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第36号1から13について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第36号1から13については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、議案第37号「農地法第4条第1項の規定による許可後事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書15ページをご覧ください。

議案第37号農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求めます。

令和元年5月20日提出、二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1から議案書16ページの番号6までについては変更理由が同じでありますので一括説明いたします。

議案書15ページから16ページにかけてご覧いただけます。

番号1、申請人・[REDACTED]、当初許可年月日・平成31年3月26日付け二本松市指令農委第52号、番号2、申請人・[REDACTED]、当初許可年月日・平成31年3月26日付け二本松市指令農委第53号、番号3、申請人・[REDACTED]、当初許可年月日・平成31年3月26日付け二本松市指令農委第54号、番号4、申請人・[REDACTED]、当初許可年月日・平成31年3月26日付け二本松市指令農委第55号、番号5、申請人・[REDACTED]、当初許可年月日・平成31年3月26日付け二本松市指令農委第56号、番号6、申請人・[REDACTED]、当初許可年月日・平成31年3月26日付け二本松市指令農委第57号、変更理由・公共工事で発生する残土を受入れ農地改良を計画していますが、公共工事の進捗が遅れているため、一時転用の期間を延長します。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について担当委員の調査結果の報告を求めます。

6番（齋藤弘美）委員 議案第37号番号1から6について、調査内容を報告いたします。

番号1から6は同一の改良事業ですので、5月18日に推進委員・安齋浩一

委員とともに申請人・■■■■さん、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんから内容を聞き取り、現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、公共事業が遅れているための延長なので、番号1から6の事業計画変更は適当と考えますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の議案第37号1から6について、事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは議案第37号1から6について採決いたします。

議案第37号1から6について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第37号1から6については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第9、議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 17 ページをご覧ください。

議案第 38 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和元年 5 月 20 日提出、二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号 1、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]

[REDACTED]、当初許可年月日・平成 30 年 8 月 23 日付け二本松市指令農委第 113 号、変更理由・長距離トラックの維持・メンテナンスを行う車庫が必要であることから、車庫の追加と配置計画図を変更します。また、建物が追加になることから、工事期間を延長します。

番号 2、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]

[REDACTED]、当初許可年月日・平成 30 年 12 月 26 日付け二本松市指令農委第 182 号、変更理由・風況観測ポールの建築確認許可に時間を要し、風量測定の間隔が確保できないため、県内で使用実績のある風況観測ポールに変更することから配置計画を変更します。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について担当委員の調査結果の報告を求めます。

6 番（齋藤弘美）委員 議案第 38 号番号 1 について調査内容を報告いたし

ます。

5月16日、申請人・[REDACTED]、担当の[REDACTED]さんから内容を聞き取り、推進委員・安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、車庫の追加と事業所の位置を変更することから事業計画変更はやむを得ないと考えますので、ご審議よろしくお願いたします。

12番（中山博之）委員 議案第38号2について説明したいと思います。

両方とも[REDACTED]と[REDACTED]ということで遠方にありますので、事業計画の変更ということで電話で確認をし、間違いはないとのことでありましたので、事業変更行為ということで仕方がないと思いますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第38号1、2について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第38号1、2については、
原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第10、議案第39号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 利用権貸借」を議題と
いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書18ページをご覧ください。

議案第39号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認に
ついて 利用権貸借。

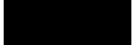
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積
計画の決定について意見を求める。

令和元年5月20日提出、二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、5月31日を予定しております。農地流動化の状況について、
議案書40ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区7筆13, 559㎡、安
達地区5筆4, 323㎡、東和地区116筆133, 806㎡、合計128筆
151, 688㎡の計画内容でございます。なお、説明は新規設定の39件に
ついて申し上げます。

議案書18ページをご覧ください。

番号1、2筆、地目・田、面積・1, 554㎡、設定する者・、設

定を受ける者・[REDACTED]、期間・7年10カ月、賃借料は10アール当たり年間[REDACTED]円。

議案書19ページから20ページにかけてご覧願います。

番号6、15筆、地目・田・畑、面積・18,559㎡、設定する者・[REDACTED]、設定を受ける者・[REDACTED]、期間・5年、賃借料は10アール当たり年間・田[REDACTED]円、畑[REDACTED]円。

番号7から議案書36ページの番号42までの36件については、農地中間管理機構への利用権設定となります。設定を受ける者は、国から農地中間管理機構として県内で唯一承認を受けている公益財団法人福島県農業振興公社 理事長 佐藤清丸となります。なお、期間については10年7カ月、権利種別については使用賃借でありますので、設定を受ける者、期間、権利種別以外の部分についてのみ朗読説明させていただきます。

番号7、1筆、地目・田、面積・709㎡、設定する者・[REDACTED]。

番号8、1筆、地目・田、面積・703㎡、設定する者・[REDACTED]。

番号9、1筆、地目・田、面積・360㎡、設定する者・[REDACTED]。

議案書22ページをご覧願います。

番号10、2筆、地目・田、面積・2,147㎡、設定する者・[REDACTED]。

番号11、5筆、地目・田、面積・6,769㎡、設定する者・[REDACTED]。

番号12、2筆、地目・田、面積・2,196㎡、設定する者・[REDACTED]。

番号13、2筆、地目・田、面積・3,867㎡、設定する者・[REDACTED]。

番号14、2筆、地目・田、面積・4, 712㎡、設定する者・[REDACTED]。

議案書24ページをご覧ください。

番号15、2筆、地目・田、面積・4, 141㎡、設定する者・[REDACTED]。

番号16、2筆、地目・田、面積・2, 357㎡、設定する者・[REDACTED]。

番号17、1筆、地目・田、面積・1, 184㎡、設定する者・[REDACTED]。

番号18、3筆、地目・田、面積・1, 955㎡、設定する者・[REDACTED]。

番号19、2筆、地目・田、面積・1, 135㎡、設定する者・[REDACTED]。

番号20、1筆、地目・田、面積・615㎡、設定する者・[REDACTED]。

議案書26ページをご覧ください。

番号21、11筆、地目・田、面積・5, 673㎡、設定する者・[REDACTED]

[REDACTED]。

番号22、5筆、地目・田、面積・6, 531㎡、設定する者・[REDACTED]。

番号23、1筆、地目・田、面積・1, 017㎡、設定する者・[REDACTED]。

議案書28ページをご覧ください。

番号24、1筆、地目・田、面積・1, 283㎡、設定する者・[REDACTED]。

番号25、1筆、地目・田、面積・1, 436㎡、設定する者・[REDACTED]。

番号26、1筆、地目・田、面積・1, 434㎡、設定する者・[REDACTED]。

番号27、2筆、地目・田、面積・4, 643㎡、設定する者・[REDACTED]。

番号28、2筆、地目・田、面積・3, 890㎡、設定する者・[REDACTED]。

番号29、2筆、地目・田、面積・3, 044㎡、設定する者・[REDACTED]。

議案書 30 ページをご覧ください。

番号 30、1 筆、地目・田、面積・707m²、設定する者・[REDACTED]。

番号 31、1 筆、地目・田、面積・1,904m²、設定する者・[REDACTED]。

番号 32、1 筆、地目・田、面積・2,898m²、設定する者・[REDACTED]。

議案書 31 ページから 32 ページにかけてをご覧ください。

番号 33、14 筆、地目・田、面積・9,057m²、設定する者・[REDACTED]。

番号 34、8 筆、地目・田、面積・7,483m²、設定する者・[REDACTED]。

番号 35、11 筆、地目・田、面積・10,787m²、設定する者・[REDACTED]。

議案書 34 ページをご覧ください。

番号 36、3 筆、地目・田、面積・5,351m²、設定する者・[REDACTED]。

番号 37、5 筆、地目・田、面積・5,790m²、設定する者・[REDACTED]。

番号 38、3 筆、地目・田、面積・3,367m²、設定する者・[REDACTED]。

番号 39、1 筆、地目・田、面積・1,949m²、設定する者・[REDACTED]。

番号 40、1 筆、地目・田、面積・1,628m²、設定する者・[REDACTED]。

議案書 36 ページをご覧ください。

番号 41、1 筆、地目・田、面積・3,083m²、設定する者・[REDACTED]。

番号 42、1 筆、地目・田、面積・1,214m²、設定する者・[REDACTED]。

番号 43、1 筆、地目・田、面積・3,385m²、設定する者・[REDACTED]、

設定を受ける者・[REDACTED]、期間・10 年、賃借料は 10 アール当たり年間

円。

利用権設定の番号1から43の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

本議案中43について、委員が議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事に参与できないこととなっています。

よって、関係する委員を除斥して審議することといたします。

議長（奥平貢市）会長 まず、議案第39号1から42について、事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは議案第39号1から42について、採決いたします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議長（奥平貢市）会長 賛成多数ですので、議案第39号1から42については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第39号43について審議いたします。

委員の除斥を求めます。

(委員 退席)

議長（奥平貢市）会長 これより、議案第39号43についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第39号43について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第39号43については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

(委員 復席)

議長（奥平貢市）会長 報告します。議案第39号43については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第11、議案第40号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 所有権移転」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 37 ページをご覧ください。

議案第 40 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 所有権移転。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和元年 5 月 20 日提出、二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、5 月 31 日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書 40 ページをご覧ください。

今回の所有権移転内容につきましては、二本松地区 9 筆 13, 197 m²の計画内容でございます。

議案書 37 ページをご覧ください。

番号 1 から議案書 38 ページの番号 3 までについては譲渡人が同じでありますので一括説明いたします。

番号 1 から番号 3、譲渡人・XXXXXXXXXX、番号 1、譲受人・XXXXXXXXXX、番号 2、譲受人・XXXXXXXXXX、番号 3、譲受人・XXXXXXXXXX。譲受人は経営規模拡大のため申請地を売買により所有権移転するものであります。所有権移転の番号 1 から 3 の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市) 会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第40号1から3について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市) 会長 全員賛成ですので、議案第40号1から3については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長(奥平貢市) 会長 次に、日程第12、議案第41号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書41ページをご覧ください。

議案第41号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について意見を求める。

令和元年5月20日提出、二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の議案は先程の議案第39号で決定をいただきました農地中間管理機構である福島県農業振興公社と番号1が

■■■■、番号2が■■■■との間で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市で農用地利用配分計画案の作成を行い、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものであります。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第41号1、2について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第41号1、2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和元年第5回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後3時13分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和元年5月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 武藤 善朗

署 名 委 員 佐藤 勝則